

大分港港湾監視等業務委託公募型プロポーザル方式による事業者審査基準

この基準は公募型プロポーザル方式により、大分港港湾監視等業務委託受注事業者を決定するため、参加事業者から提出された提案書等の内容を可能な限り客観的に評価するための基準として示す。

1 評価基準

項目ごとの配点は、表 1 のとおり。

提案書等の評価基準表（合計 150 点満点）

表 1

評価基準 (業務委託に関する事項のア～オについて下記基準により審査を行います)			配点
業務委託に関する事項	業務体制	ア 業務体制	40
		(1) 監視員同士及び指揮命令者の役割分担が明確化されているか	
		(2) 業務の進行において手順やフローが事業所で設定され、共有できているか	
		(3) 情報共有や意見交換がスムーズに行われ、急な欠員が出た場合にも迅速に対応できるか	
		(4) 業務委託仕様書の第1の3ただし書きにある、災害時等県から緊急の巡視を依頼する場合の人員を配置できているか	
	業務についての 実施方針	イ 施設の巡視及び係船料金の徴収	40
		(1) 港湾施設の機能を理解し、施設の損傷や危険箇所の判断ができるか	
		(2) 大分県港湾施設管理条例を十分理解し、使用料を算定、徴収することができるか	
		(3) 不法係留の予防や解消、使用料の徴収漏れ防止等、優れた提案があるか	
	業務実績	ウ 業務実績	30
		巡視業務又は施設等使用料の徴収業務若しくはこれらに類する業務を行った実績があるか	
		A 港湾施設の巡視業務又は港湾施設使用料の徴収事務若しくはこれらに類する業務の実績がある (両方の実績がある場合：30点・いずれかの実績がある場合：25点)	
		B 港湾施設以外の公共施設の巡視業務又は使用料の徴収事務若しくはこれらに類する業務の実績がある (両方の実績がある場合：20点・いずれかの実績がある場合：15点)	
		C 公共施設以外での巡視業務及び使用料の徴収業務若しくはこれに類する業務の実績がある (両方の実績がある場合：10点・いずれかの実績がある場合：5点)	
		D 巡視又は使用料の徴収事務若しくはこれらに類する業務実績がない：0点 ※類する業務とは「維持補修業務及び点検業務」をいう。	
	地域貢献	エ 地域貢献（地域雇用・地域経済）	20
		(1) 本社又は事業所等が大分市内にあるか	
		(2) 大分市在住者が雇用されているか	
		(3) 港湾の利用促進や活性化に資する取り組みがあるか	
		(4) 地域の環境美化活動など地域貢献に努めているか	
	その他 業務提案	オ その他業務提案	20
(1) 港湾管理者及び施設利用者にとってメリットのある業務提案がなされているか			
(2) そのほか効率・効果的な業務提案がなされているか			
合計			150

※ 参加表明書等の提出者が 1 者となった場合は、審査の結果、合計点の 6 割以上であれば契約候補者とする。

2 審査方法

提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い得点の計算を行う。

① 定性的評価項目における得点化方法

業務委託に関する事項のアからオの評価項目については、各配点により得点を付与する。

なお、1項目でも「0」の評価があった場合は選定外とする。

② 評価の着眼点

提案書等に記載する項目は、提案書等の評価基準表のアからオまでの項目とするが、評価は主に業務に対する理解度、意欲、業務提案書の内容、実施手順の妥当性、人員配置の妥当性、提案内容の根拠等を基準に評価する。

提案内容全体としていかに港湾施設管理者及び利用者のために優れた提案がなされているか等の点も考慮する。また、各項目の作成において、審査ポイントとなる点を次に記載する。

ア) 業務体制（配点：40点）

- (1) 監視員同士及び指揮命令者の役割分担が明確化されているか。
- (2) 業務の進行において手順やフローが事業所で設定され、共有できているか。
- (3) 情報共有や意見交換がスムーズに行われ、急な欠員が出た場合にも迅速に対応できるか。
- (4) 業務委託仕様書の第1の3ただし書きにある、災害時等県から緊急の巡視を依頼する場合の人員を配置できているか。

イ) 施設の巡視及び係船料の徴収（配点：40点）

- (1) 港湾施設の機能を理解し、施設の損傷や危険箇所の判断ができるか。
- (2) 大分県港湾施設管理条例を十分理解し、使用料を算定、徴収することができるか。
- (3) 不法係留の予防や解消、使用料の徴収漏れ防止等、優れた提案があるか。

ウ) 業務実績（配点：30点）

巡視業務又は施設等使用料の徴収業務若しくはこれらに類する業務を行った実績があるか。

A 港湾施設の巡視業務又は港湾施設使用料の徴収事務若しくはこれらに類する業務の実績がある。

(両方の実績がある場合：30点・いずれかの実績がある場合：25点)

B 港湾施設以外の公共施設の巡視業務又は使用料の徴収事務若しくは

これらに類する業務の実績がある。

(両方の実績がある場合：20点・いずれかの実績がある場合：15点)

C 公共施設以外での巡視業務及び使用料の徴収業務若しくはこれに類する業務の実績がある。

(両方の実績がある場合：10点・いずれかの実績がある場合：5点)

D 巡視又は使用料の徴収事務若しくはこれらに類する業務実績がない。：0点

※類する業務とは「維持補修業務及び点検業務」をいう。

エ) 地域貢献（地域雇用・地域経済）（配点：20点）

(1) 本社又は事業所等が大分市内にあるか。

(2) 大分市在住者が雇用されているか。

(3) 港湾の利用促進や活性化に資する取り組みがあるか。

(4) 地域の環境美化活動など地域貢献に努めているか。

オ) その他の業務提案（配点：20点）

(1) 港湾管理者及び施設利用者にとってメリットのある業務提案がなされているか。

(2) そのほか効率・効果的な業務提案がなされているか。